

台風等による警報発表時の対応について

次の場合には施設の利用を中止します

台風の接近等に伴う暴風雨や集中豪雨等の異常気象により、災害が発生するおそれがある場合は、施設利用者に避難行動を優先してもらう必要があることから施設を閉館（宿泊施設を除く）します。

1. 春日井市に暴風警報、暴風雪警報又は特別警報が発表された場合
2. 施設がある区域に市災害対策本部が「警戒レベル3 高齢者等避難」「警戒レベル4 避難指示」を発令した場合

警報等が解除され、施設の安全が確認できた場合、施設の利用を再開します

1. 暴風警報、暴風雪警報又は特別警報が解除され、施設の安全が確認できた場合
2. 市災害対策本部が発令した「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」が解除され、施設の安全が確認できた場合

次の場合は、貸館の利用日の振り替え、又は使用料の還付を行います

1. 春日井市に暴風警報、暴風雪警報若しくは特別警報が発表され、又は施設がある区域に市災害対策本部による「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」が発令され、貸館利用を中止した場合
2. 台風の接近に伴い警報等の発表が想定され、事前に天候を理由に利用を中止する旨の申し出があった場合
3. 警報等が発表されていなくても、積雪等により来館が困難な場合に、事前に利用を中止する旨の申し出があった場合

利用日の振り替え、還付手続きの方法

1. 利用日の振り替えを希望する場合は、施設の空き状況を確認し、変更許可申請書を提出してください。
2. 使用料の還付を希望する場合は、取消承認申請書、還付請求書等を提出してください。
3. 手続きの詳細については、施設にお問い合わせください。

財団主催講座は、次のとおり対応します

1. 春日井市に次のとおり、暴風警報、暴風雪警報若しくは特別警報が発表された場合、又は施設がある区域に市災害対策本部による「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」が発令された場合、財団主催講座を中止します。
 - (1) 講座開始時刻の2時間前までに、警報等が解除されない場合
 - (2) 講座開始時刻の2時間前から開始時刻の間に、警報等が発表された場合
 - (3) 講座開催中に警報等が発表された場合なお、(3)については、状況によっては講座を継続する場合があります。
2. 中止となった講座の振り替えについては、次のとおりとします。
 - (1) 開始前に講座を中止した場合は、可能な限り振り替えを行います。講師や会場の都合により振り替えができない場合もありますので、ホームページでご確認ください。
 - (2) 開始後に講座を中止した場合は、原則として振り替えを行いませんので、ご了承ください。